

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2015年6月30日
【会社名】	王子ホールディングス株式会社
【英訳名】	Oji Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢嶋 進
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座四丁目7番5号
【電話番号】	(大代表)03(3563)1111
【事務連絡者氏名】	コーポレートガバナンス本部管理部長 若林 充央
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座四丁目7番5号
【電話番号】	(大代表)03(3563)1111
【事務連絡者氏名】	コーポレートガバナンス本部管理部長 若林 充央
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2015年6月26日開催の当社第91回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2015年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第3号議案まで） >

第1号議案 定款一部変更の件

2015年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が施行され、責任限定契約を締結できる会社社員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、責任限定契約を締結できるよう、定款に所要の変更を行う。

第2号議案 取締役13名選任の件

取締役として、進藤清貴、矢嶋進、渡良司、淵上一雄、島村元明、青山秀彦、小関良樹、加来正年、木坂隆一、鎌田和彦、磯野裕之、奈良道博及び寺坂信昭を選任する。  
奈良道博及び寺坂信昭は、社外取締役候補者である。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、宮崎裕子を選任する。  
宮崎裕子は、社外監査役候補者である。

< 株主提案（第4号議案） >

第4号議案 定款一部変更の件

当社が日本国外において設立された会社等に出資する等して日本国外において紙生産・販売事業等に携わる場合は、取締役は、当該会社等又は事業に係る各会計年度の資産・負債及び損益の状況等について、また、当該会社等又は事業が債務超過となり又は損失を生じたときは、その原因等について、定時株主総会にて報告しなければならないとする旨の定款の規定を新設する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案 (第1号議案から第3号議案まで) >

議案	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案	753,822	1,790	0	96.29	可決
第2号議案					
進藤 清貴	706,856	44,209	4,544	90.30	可決
矢嶋 進	720,813	30,255	4,544	92.08	可決
渡 良司	720,277	30,790	4,544	92.01	可決
淵上 一雄	720,332	30,735	4,544	92.02	可決
島村 元明	722,053	29,014	4,544	92.24	可決
青山 秀彦	742,107	8,960	4,544	94.80	可決
小関 良樹	722,047	29,020	4,544	92.24	可決
加来 正年	740,764	10,303	4,544	94.63	可決
木坂 隆一	739,504	11,563	4,544	94.47	可決
鎌田 和彦	739,424	11,643	4,544	94.46	可決
磯野 裕之	739,507	11,560	4,544	94.47	可決
奈良 道博	747,204	8,410	0	95.45	可決
寺坂 信昭	749,625	5,989	0	95.76	可決
第3号議案					
宮崎 裕子	753,714	1,899	0	96.28	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

< 株主提案 (第4号議案) >

議案	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	反対率 (%)	決議結果
第4号議案	39,234	711,831	4,547	90.93	否決

(注) 議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主(委任状による出席を含む)のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、第1号議案から第3号議案までについては、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立し、第4号議案については、会社法上否決されることが明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上